

# 広島県と取引のある事業者の皆様へ（お知らせ）

平成28年1月 広島県会計管理部

平成28年4月1日から、県と契約を締結していただく場合には、次の各事項に御同意いただいたものとさせていただきます。

また、既存の契約で、契約期間の終期が平成28年4月1日以降となる契約を締結されている場合、変更契約によって次の事項に係る規定を追加させていただきます。

## 1 県の行う調査への協力について

近年、公契約における適正な労働環境の確保が求められており、本県では、平成27～29年広島県物品・委託役務競争入札参加資格の審査の申請手続において、社会保険等の加入に係る誓約書を提出していただくなどの取組を行っているところです。

この取組に加え、今後、本県の委託・役務業務契約においては、本県が必要と認めた場合、業務に従事する者について、最低賃金法の遵守状況及び社会保険等への加入状況の調査を行うことができる旨の規定を追加することとしました。

この調査について協力要請を受けた場合は、調査に御協力ください。

なお、正当な理由なく調査に御協力いただけない場合や関係法令に違反している場合は、契約を解除する事由となりますので、あらかじめ御承知ください。

## 2 協力についての契約書等への記載について

委託役務業務について契約を締結する場合は、上記の内容を契約約款、契約書又は請書において約定していただきます。

趣旨を御理解の上、御協力ください。

このお知らせの内容について、御不明な点や御質問などございましたら下記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

広島県会計管理部総務事務課契約管理グループ  
電話 082-513-2315（ダイヤルイン）

【契約書記載例（契約約款による場合、「実地調査など」は第8条、「発注者の解除権」は第35条に規定しています。）】

（実地調査など）

第〇条 発注者は、必要があると認めるときはいつでも、受注者に対し業務の実施の状況及び業務に従事する者に係る次に掲げる事項などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の支払をすること。

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に係るものに限る。）をすること。

(5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

2 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認められた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

3 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

（発注者の解除権）

第〇条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 正当な理由なく第〇条第1項に規定する報告の求めに応じず、又は調査に協力しないとき。

(5) 第〇条第1項に規定する業務に従事する者に係る報告又は調査において、法令違反が判明し、当該違反が過失以外の場合であるとき、又は当該違反について是正されないとき。

(6) 第〇条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

【請書記載例】

特約事項

(〇) 広島県が必要があると認めるときはいつでも、業務の実施の状況及び業務に従事する者に係る次に掲げる事項などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

ア 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の支払をすること。

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

エ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に係るものに限る。）をすること。

オ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

(〇) 正当な理由なく前記(〇)の報告の求めに応じず、又は調査に協力しないときは、広島県はこの契約を解除することができる。

※下線部分が、今回変更した条項です。